

# 山口県報

平成29年  
3月21日  
(火曜日)

## 目 次

### ○条例

山口県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	一
山口県個人情報保護条例等の一部を改正する条例……………	二
本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………	二
山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	三
山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	四



山口県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

### 山口県条例第一号

山口県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（昭和六十三年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

附 則

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例……………	四
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	五
知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	五
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例……………	六
職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例……………	九
山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例……………	一〇
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………	一六
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………	一六
山口県市町振興基金条例の一部を改正する条例……………	二七
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………	二七
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	二八
児童福祉施設条例等の一部を改正する条例……………	二九
山口県立都市公園条例の一部を改正する条例……………	三〇
山口県建築基準条例の一部を改正する条例……………	三〇
山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………	三一
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例……………	三二

この条例は、公布の日から施行する。

山口県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二号

山口県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(山口県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

(山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十七年山口県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の改正規定中「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、「第三章第三節及び第三十二条第四号」を「及び第三章第三節」に改める。

第二十六条の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第三号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号を第十五号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて、助成の申請をした者の氏名、生年月日又は住所の確認に係るもの

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第四号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第十八号の四及び第十八号の六中「美祢市」の下に「山陽小野田市」を加え、同表第十八号の七を次のように改める。

十八の七 削除

別表第十八号の八及び第十八号の九中「美祢市」の下に「山陽小野田市」を加え、同表第十八号の十一に次のように加える。

レ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号。以下この号において「政令」という。）第十四条第四項の規定による囑託をすること。

ソ 政令第二十五条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十五条第三項の交付をすること。

別表第十八号の十二イ中「二ヘクタール」を「四ヘクタール（光市及び柳井市が事務を処理する場合にあつては、二ヘクタール。以下この号において同じ。）」に改め、同号ニ中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号中「下松市」の下に「岩国市」を、「光市」の下に

「長門市」を、「和木町」の下に「上関町、田布施町、平生町」を加え、同表第十八号の十三中「下松市」の下に「岩国市」を、「光市」の下に「長門市」を、「山陽小野田市」の下に「上関町、田布施町」を加え、同表第三十一号中「防府市」の下に「岩国市」を加え

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務（同表第十八号の四及び第十八号の六の上欄に掲げる事務を除く。）のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第五号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、二二九人」を「二、二三八人」に、「五二六人」を「五二九人」に、「二、七五五人」を「二、七五七人」に改め、同条第三号中「一、二六八人」を「一、二五八人」に、「二五九人」を「二五八人」に、「一、四二七人」を「一、四一六人」に改め、同条第四号中「三、〇八四人」を「三、〇五五人」に、「二八六人」を「二八四人」に、「三、二七〇人」を「三、一三九人」に改め、同条第五号中「五、一五四人」を「五、一二一人」に、「三八九人」を「三七八人」に、「五、五四三人」を「五、四九九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県条例第六号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例（昭和三十二年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二三七人」を「二三八人」に、「八九八人」を「九〇二人」に、「九二九人」を「九三三人」に、「九五七人」を「九六一人」に、「三、六三八人」を「三、六五一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県条例第七号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第八号

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和三十二年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その支給は、任期ごとに行うことができる。

第三条第二項を削る。

第四条中「の日」を「した日（知事等の区分ごとの知事等としての引き続きいた在職期間があるときは、それぞれの任期の満了の日及び退職した日。以下同じ。）」に改める。

第五条中「計算は、」の下に「任期ごとの」を、「なつた日」の下に「（知事等の区分ごとの知事等としての引き続きいた在職期間に係る任期であるときは、それぞれの任期の開始の日。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 任命権者は、次に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設

け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下「単位期間」という。）ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。

一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十七条第一項において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第五条中「第三条第一項」及び「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十条第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十五条第一項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」を「配偶者等」に改める。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「子を」を「子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定



める者を含む。)を」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第三条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第十四条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十六条の三第一項中「第三条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(育児短時間勤務の勤務の形態で条例で定めるもの)

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間)につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第七項若しくは第十条の規定の適用を受ける職員(ハに掲げる勤務の形態は船舶に乗り組む職員に限る。) 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。



ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

ハ 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第十号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「人事委員会規則で定める」を「配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他これに準ずるものとして人事委員会が認める事情とする」に改める。

第十三条中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、「」を「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、「」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第十一号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第十三条の二第三項第二号、第十四条第三項第二号、第十五条第二項第二号、第十七条第三項第二号、第十七条の二第四項第二号、第十七条の四第二項第二号並びに第十七条の四の三第二項第二号及び同条第五項第二号中「附則第五条の五第一項」を「附則第五条の五」に改める。

附則第十七条の七第三項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十五年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第十二項及び第十三項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に改める。

附則第十四項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に、「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十五項中「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「平成二十九年旧

消費税法」を「平成三十一年旧消費税法」に改める。

附則第十六項中「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同項第五号中「平成二十九年旧消費税法」を「平成三十一年旧消費税法」に改める。

附則第十七項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に改め、「又は第四十一条第一項」を削り、「平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項に」を「同項に」に改め、「又は第四十二条第一項」を削る。

附則第十八項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に、「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、」を「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、」に、「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、」に改め、同項第一号ロ及びハ中「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号ロ中「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「平成二十九年旧消費税法」を「平成三十一年旧消費税法」に、「平成二十九年新消費税法」を「平成三十一年新消費税法」に改め、同号ハ中「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「平成二十九年新消費税法」を「平成三十一年新消費税法」に改める。

附則第十九項から第二十一項までの規定中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に、「平成二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「平成三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第二十二項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に、「平成二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「平成三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第二十三項及び第二十四項中「平成二十九年改正後の条例」を「平成三十一年改正後の条例」に改め、「又は第四十二条第一項」を削る。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十八年山口県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

「(昭和二十五年山口県条例第三十九号)」を削り、附則第九条の四の八の次に三条を加える改正規定を次のように改める。  
附則第九条の四の八の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第九条の四の九 営業用の自動車に対する第八十六条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

附則第九条の五の改正規定を次のように改める。

附則第九条の五の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「法第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第五項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第八十九条の十一第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第八十四条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条の二十第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第八十三条第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第八十六条第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項の表第八十四条第一項第一号イの項中「第八十四条第一項第一号イ」を「第八十九条の十一第一項第一号イ」に改め、同表第八十四条第一項第一号ロの項中「第八十四条第一項第一号ロ」を「第八十九条の十一第一項第一号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号イの項中「第八十四条第一項第二号イ」を「第八十九条の十一第一項第二号イ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ロの項中「第八

八十四条第一項第二号ロ」を「第八十九条の十一第一項第二号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(1)」を「第八十九条の十一第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(2)」を「第八十九条の十一第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(2)の項中「第八十四条第一項第三号イ(2)」を「第八十九条の十一第一項第三号イ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号ロの項中「第八十四条第一項第三号ロ」を「第八十九条の十一第一項第三号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第四号イの項中「第八十四条第一項第四号イ」を「第八十九条の十一第一項第四号イ」に改め、同表第八十四条第一項第四号ロの項中「第八十四条第一項第四号ロ」を「第八十九条の十一第一項第四号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第五号イの項中「第八十四条第一項第五号イ」を「第八十九条の十一第一項第五号イ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ロの項中「第八十四条第一項第五号ロ」を「第八十九条の十一第一項第五号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(1)」を「第八十九条の十一第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(2)」を「第八十九条の十一第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第二項第一号の項中「第八十四条第二項第一号」を「第八十九条の十一第二項第一号」に改め、同表第八十四条第二項第二号の項中「第八十四条第二項第二号」を「第八十九条の十一第二項第二号」に改め、同表第八十九条第二項第一号の項中「第八十九条第二項第一号」を「第八十九条の二十第二項第一号」に改め、同表第八十九条第二項第二号の項中「第八十九条第二項第二号」を「第八十九条の二十第二項第二号」に改め、附則第九条の五第二項中「第八十九条第一項」を「第八十九条の二十第一項」に改め、同条第三項中「第八十四条第四項」を「第八十九条の十一第四項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第八十四条第一項第三号ロ」を「第八十九条の十一第一項第三号ロ」に改め、同条第四項中「第八十四条の二」を「第八十九条の十二」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

本則を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の五第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同条第三項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同条第五項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」



に、「にあつては平成二十七年分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「この条」を「この項及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年分以降」を「平成三十二年分以降」に、「(次項において「平成二十七年分基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年分基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年分以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第八十四条第一項第一号イの項中「第八十四条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第八十四条第一項第一号ロの項中「第八十四条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号イの項中「第八十四条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ロの項中「第八十四条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(1)の項中「第八十四条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(2)の項中「第八十四条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第四号イの項中「第八十四条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同表第八十四条第一項第四号ロの項中「第八十四条第一項第四号ロ」を「第一項第四号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第五号イの項中「第八十四条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ロの項中「第八十四条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(1)」を「第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(2)」を「第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第二項第一号の項中「第八十四条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第八十四条第二項第二号の項中「第八十四条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第九条の五第六項中「平成二十七年分基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年分以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第八十四条第一項第一号イの項中「第八十四条第一項第一号イ」を「第一項第一



号イ」に改め、同表第八十四条第一項第一号ロの項中「第八十四条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号イの項中「第八十四条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ロの項中「第八十四条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第二号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(1)の項中「第八十四条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第三号イ(2)の項中「第八十四条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第八十四条第一項第三号ロの項中「第八十四条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第四号イの項中「第八十四条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同表第八十四条第一項第四号ロの項中「第八十四条第一項第四号ロ」を「第一項第四号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第五号イの項中「第八十四条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ロの項中「第八十四条第一項第五号ロ」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(1)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(1)」を「第一項第五号ハ(1)」に改め、同表第八十四条第一項第五号ハ(2)の項中「第八十四条第一項第五号ハ(2)」を「第一項第五号ハ(2)」に改め、同表第八十四条第二項第一号の項中「第八十四条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第八十四条第二項第二号の項中「第八十四条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「第四十八条の改正規定は、同年一月一日」を「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一条中第四十八条の改正規定 平成二十九年一月一日

二 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八項の規定 平成二十九年四月一日

附則第二項中「改正後の山口県税賦課徴収条例」を「第二条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 改正後の条例第四十九条の二の規定は、施行日以後に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金（改正後の条例第四十九条の二の規定により市町に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）について適用する。ただし、平成三十一年度に限り、法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成三十二年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付するものとする。

附則第五項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改める。

附則第六項中「平成三十年度及び平成三十一年度」を「平成三十三年度及び平成三十四年度」に改める。

附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第九項中「平成二十九年度」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年度」に、「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項の前の見出しを削り、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の見出し及び一項を加える。

(自動車税に関する経過措置)

8 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の7の表十六の項中「牛のブルセラ病検査」を「牛又は豚のブルセラ病検査」に、

「牛のヨーネ病検査」

一頭につき

七百五十円」を

「牛のヨーネ病検査」

認定申請手数料に関する部分の備考4中「建築基準法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法

建築基準法第六十条の三第二項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可	一件につき	十六万円	に改め、同表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画
建築基準法第六十条の三第一項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可	一件につき	十六万円	を
十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中			
牛ウイルス性下痢・粘膜炎検査 牛白血病検査 (1) エライザ法によるもの (2) PCR法によるもの	一頭につき 一頭につき 一頭につき 一頭につき	千八百十円 千五百九十円 千五百九十円 七百五十円	に、「及び」を「又は」に改め、別表第一の8の表二
建築基準法第六十条の三第一項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可	一頭につき	千八百十円	
建築基準法第六十条の三第一項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可	一頭につき	千五百九十円	
建築基準法第六十条の三第一項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可	一頭につき	千五百九十円	
牛ウイルス性下痢・粘膜炎検査	一頭につき	七百五十円	
牛白血病検査	一頭につき	千八百十円	
(1) リアルタイムPCR法によるもの	一頭につき	千八百十円	
(2) その他の検査の方法によるもの	一頭につき	七百五十円	

律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の登録建築物調査機関又は「の登録を受けているものに限る」を「（以下この項及び三十三の五の項において「登録住宅性能評価機関」という）に改め、「適合証」という。）」の下に「又は知事が別に定める書類」を加え、同備考5中「（1又は3の場合に係るものを含む。）に適合証」を「に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類」に改め、同備考6中「（1から3までの場合に係るものを含む。）に」を「に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。三十三の五の項において「法」という。）第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項及び三十三の五の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した」に改め、同備考7中「（2又は3の場合に係るものを含む。）に」を「に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した」に改め、同備考8を11とし、7の次に次のように加える。

8 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。

9 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。

10 3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この項及び三十三の五の項において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

別表第一の8の表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分の備考4中「適合証」を「、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類」に改め、同備考5中「（1又は3の場合に係るものを含む。）に適合証」を「に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類」に改め、同備考6中「（1から3までの場合に係るものを含む。）に」を「に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した」に改め、同備考7中「（2又は3の場合に係るものを含む。）に」を「に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した」に改め、同備考8を11とし、7の次に次のように加える。

8 1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。

9 2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、6の例により算定した額と7の例により算定した額を合算した額とする。

10 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、8の例により算定した額と9の例により算定した額を合算した額とする。

別表第一の8の表三十三の四の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分の(一)中「非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分(以下この項において「非住宅建築物等」という。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下この項において「省令」という。))第八号イ(2)」を「非住宅建築物等(省令第十号イ(2))」に改め、同部分の備考3中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項の登録建築物調査機関(以下この項において「登録建築物調査機関」という。))」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。))」を「法」に改め、同備考4中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同備考5中「登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の」及び「(以下この項において「登録建築物調査機関等」という。))」を削り、同備考6中「登録建築物調査機関等」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同備考7中「登録建築物調査機関」を「登録判定評価機関」に改め、同項建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に関する部分の備考3及び4中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同備考5及び6中「登録建築物調査機関等」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同備考7中「登録建築物調査機関」を「登録判定評価機関」に改め、同項建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料に関する部分の備考2及び3中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同備考4及び5中「登録建築物調査機関等」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同備考6中「登録建築物調査機関」を「登録判定評価機関」に改め、同項を同表三十三の五の項とし、同表三十三の三の項の次に次のように加える。

	(一) 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分(以下この項及び次項において「非住宅建築物等」という。))のうち工場等の用に供する部分(建築物エネルギー消費性能基準	
	床面積の合計が二千平方メートル未満のもの	四万円
	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万二千円
	一件につき	

判性能手数料 定能適合性 手適合性 数合性 料性費	(二) のにの非 を供う住宅 を判建すうち 定建物部分 に係る等 する基準に 係るもの による(モ 除く。用 )	等に定める省令 (平成二十八年 経済産業省令 交通省令第一 次項において 令一という。) 一条第一項第 口以下この項 (以下この項 いて「モデル 法「基準」と う。係るもの に係るもの )						
床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき	床面積の合計が二千平方メートル以上のもの 一件につき	床面積の合計が一万平方メートル以上の二万五千平方メートル未満のもの 一件につき	床面積の合計が五千平方メートル以上の一万平方メートル未満のもの 一件につき	床面積の合計が二千平方メートル以上の五千平方メートル未満のもの 一件につき	床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき	床面積の合計が一万平方メートル以上の二万五千平方メートル未満のもの 一件につき	床面積の合計が五千平方メートル以上の一万平方メートル未満のもの 一件につき
十七万円	二十三万七千円	十九万千円	十五万四千円	十万五千円	四万三千円	二十三万七千円	十九万千円	十五万千円



	<p>(四)                      のにの非住宅建築物等                      のうち工場等                      供する部分                      部分（モジュール）                      法基準による                      定係るもの                      くに係るもの                      除</p>	<p>(三)                      のにの非住宅建築物等                      のうち工場等                      供する部分                      部分（モジュール）                      法基準による                      定係るもの                      くに係るもの                      限</p>
<p>床面積の合計が二平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が二平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が二平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が二平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が二平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が二平方メートル未満のもの</p>	<p>二万千円</p> <p>八十七万円</p> <p>七十六万三千円</p> <p>五十六万八千円</p> <p>四十六万九千円</p> <p>三十万円</p> <p>五十六万二千円</p> <p>四十八万五千円</p> <p>三十四万五千円</p> <p>二十七万九千円</p>

建築物  
性能改善  
工事  
費用  
判定  
適合  
手続

	(二) の非住宅建築物等 のうち工場等 の部分(モ デル建物法 基準に基 づいて判定 されるもの を除く。) による判定 に係るもの	(一) の非住宅建築物等 のうち工場等 の部分(モ デル建物法 基準に基 づいて判定 されるもの による判定 に係るもの
	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき 十一万九千円	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき 十一万九千円
	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき 九万五千円	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき 九万五千円
	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき 七万八千円	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき 七万六千円
	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき 五万三千円	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき 五万千円
	床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき 二万二千元	床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき 二万二千元

四三三 の十	
す判性建 る定能ギ 事等適1 務に合消 関性費 ネ	
数 料	
(四) く定物のにの 。に法部供う非 係基準(モテ分以の るものよるを除判建外用等	(三) る定物のにの 。に法部供う非 係基準(モテ分以の るものよるを限判建外用等
<p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき</p>
四十三万五千円	八万六千円
三十八万二千円	十四万円
二十八万五千円	十七万三千円
二十三万五千円	二十四万三千円
十五万千円	二十八万二千円

軽微変更申請

<p>(二) 非住宅建築物等 のうち工場等 の用に供する部分 （モジュール建築 物の基準に係るも のを除く。）</p>	<p>(一) 非住宅建築物等 のうち工場等 の用に供する部分 （モジュール建築 物の基準に係るも のを除く。）</p>
<p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき</p>
<p>十一万九千円</p> <p>九万五千円</p> <p>七万八千円</p> <p>五万三千円</p> <p>二万二千元</p>	<p>十一万九千円</p> <p>九万五千円</p> <p>七万六千円</p> <p>五万千円</p> <p>二万千円</p>

手数料

(四) のの非住宅建築等 の供する部分以外 の法分する部以 物部分するに 定係るものによ るに係るもの を判断する	(三) のの非住宅建築等 の供する部分以外 の法分する部以 物部分するに 定係るものによ るに係るもの を判断する
<p>床面積の合計が二平方メートル未 満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二平方メートル未 満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五平方メートル未 満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が十平方メートル未 満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二十平方メートル未 満のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が二平方メートル未 満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二平方メートル未 満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五平方メートル未 満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が十平方メートル未 満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二十平方メートル未 満のもの 一件につき</p>
<p>十五万円</p> <p>二十万円</p> <p>二十五万円</p> <p>三十五万円</p> <p>四十万円</p>	<p>八万円</p> <p>十四万円</p> <p>二十万円</p> <p>二十五万円</p> <p>三十万円</p>

備考

- 1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
- 2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の金額は、(一)若しくは(二)に定める額と(三)若しくは(四)に定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ(三)若しくは(四)に定める額のいずれか低い額とする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の8の表二十六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県条例第十三号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



山口県市町振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第十四号

山口県市町振興基金条例の一部を改正する条例

山口県市町振興基金条例（昭和四十三年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八十八億八千九百万円」を「四億円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第十五号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 法第五十五条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、助成金の支給を行った後遅滞なく、行わなければならない。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第十六号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「障害福祉サービス」の下に「（以下「障害福祉サービス」という。）」を加える。

第二十九条第一項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」に改める。

第三十九条中「場合において」の下に「、同条第一項中「指導員又は保育士」とあるのは「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者及び改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第三十九条において準用する改正前の条例第二章（第四条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十四条、第十五条及び第十九条を除く。）、第二十八条及び第三十八条（第五項を除く。）に定める基準を満たしている放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者については、平成三十年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第二十九条第一項及び改正後の条例第三十九条において読み替えて準用する改正後の条例第三十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第十七号

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例

（児童福祉施設条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設条例（昭和三十九年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第三条第一号中「情緒障害を有する」を「社会生活への適応が困難となった」に、「情緒障害児」を「措置児童」に改め、同条第二号から第七号までの規定中「情緒障害児」を「措置児童」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次及び第十三条第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第十一章 情緒障害児短期治療施設」を「第十一章 児童心理治療施設」に改める。

第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第四項、第五十六条並びに第五十七条第一項及び第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第十八号**

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(五)中「三十二万八千七十円」を「三十四万百七十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第十九号**

山口県建築基準条例の一部を改正する条例

山口県建築基準条例（昭和四十七年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 災害危険区域（第三条・第四条）」

を「第一章 総則（第一条―第四条）」に、「第三章」を「第二章」に、「第四章」を

「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める。

第一条中「第三十九条、」及び「、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限」を削り、「及び日影」を「並びに日影」に改める。

「第二章 災害危険区域」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第三章を第二章とし、第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

第二十四条第一項中「第四条、」を削る。

第六章を第五章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第三十四号の三及び第三十四号の四中イを削り、ロをイとし、ハからトまでをロからハまでとする。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第二十号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例(昭和三十七年山口県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二小瀬川工業用水道の項中「七円七十銭」を「七円九十銭」に、「五円八十銭」を「六円十銭」に、「一元七十銭」を「一元三十銭」

に、「一元六十銭」を「一元三十銭」に改め、同表周南工業用水道の項中「二十五円八十銭」を「二十五円」に、「六円六十銭」を「六円七十

銭」に、「一元」を「三十銭」に、「六十銭」を「四十銭」に改め、同表向道・川上工業用水道の項中「四円七十銭」を「四円六十銭」に、

「五円九十銭」を「五円五十銭」に、「四円九十銭」を「四円八十銭」に、「二十銭」を「三十銭」に、「七十銭」を「一元十銭」に改め、同

表厚東川工業用水道の項中「五円二十銭」を「五円十銭」に、「五円七十銭」を「五円六十銭」に、「四十銭」を「五十銭」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（風俗営業の営業時間の制限）

第五条の二 法第二条第一項第四号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、山口県の区域内において、午前六時後午前九時まで  
の時間及び午後十一時から翌日の午前零時前（当該翌日が前条第二項に規定する日にあつては、午前一時まで）の時間においては、その営業  
を営んではならない。

附 則

この条例は、平成二十九年六月一日から施行する。